

「三月早々には寒の戻りで冷たい雨も降ったりもしましたが、その後は高気圧に覆われ晴れることが多く日中は春本番の暖かさになってきました。小中学校の卒業式も執り行われ、近隣の桜の蕾も膨らんできていよいよ春爛漫の時期を迎えます。自治会の通常総会は来月を予定しており、役員一同も今期の総括と来期に向けての課題の整理を行なっているところです。

今回は「総会開催のお知らせ」を配布させていただきます。期初のお忙しい時期と重なりますが、多くの皆様のご出席をお願いいたします。なお議案書の回覧・開示及び出欠確認票兼委任状回付は、会計監査日程もあり4月12日を予定していますので、あらかじめご承知おきください。

- ・開催日時 2026年4月26日(日) 10時～12時
- ・開催場所 こてはし台中学校体育館



3月1日に有志の皆さんで公園清掃を実施しました。当日は多くの皆さんにご参加いただき、150袋・束に及ぶゴミや枯葉・枝木を回収しました。皆んなの公園をこれからもきれいに気持ちよく利用していきましょう。

## 【各部からのお知らせ】

### 1. 防災部より

#### 《防災への備えは“自分ごと”！》

私たちの地域「み春野」も地震や台風、短時間豪雨など、いつ大きな災害に見舞われても不思議ではありません。「いざとなれば指定避難所(地域防災拠点)へ行けば大丈夫」と考える方もいますが、避難所に備蓄されている物資は、あくまで“必要最小限”です。大規模災害では膨大な人数が一斉に支援を必要とするため、行政がどれほど準備しても“全員分を完全に満たす”ことは現実的に不可能です。

また、災害対策基本法第8条では、住民は自らの生命・身体を守るため必要な備えを行うよう努めることが明記されています。家庭備蓄は「やっておくと良いこと」ではなく、法律に基づく自助の重要な行動です。特に発災直後の72時間は救助活動が最優先となり、物資供給は後回しになります。この厳しい時間帯を乗り切るため、水・食料・簡易トイレ・衛生用品・常備薬・モバイルバッテリーなど、最低3日分、できれば7日程度の備蓄が必要です。

さらに近年は、避難所の混雑を避けるため、自宅が安全であれば在宅避難(分散避難)を行うことが推奨されています。そのためには、家具の固定や配置の見直しなど、地震時の転倒を防ぐ対策が欠かせません。家の中で安全に過ごせる環境づくりが、在宅避難の前提条件となります。

加えて、災害時には停電が長期化することもあり、夏は熱中症、冬は低体温症の危険が高まります。エアコンが使えない状況では、飲料水の確保、保冷剤や携帯扇風機、遮光カーテン、保温シート、毛布などの準備が、命を守る備えとなります。

そして忘れてはならないのが、家庭でのトイレ対策です。災害時に最初に困るのは“水”ではなく“トイレ”であり、トイレが使えないだけで生活は一気に破綻します。非常用トイレの備蓄は、すでに多くの家庭で“当たり前の備え”になっています。

一方、自治会では、地域避難施設の運営、避難誘導、情報伝達、初期消火などに必要な地域防災資源の整備に力を入れていきます。限られた予算と人員を、地域全体の安全に直結する分野へ重点的に投入するためです。防災は行政や自治会任せではなく、地域住民一人ひとりが担う“自分ごと”です。家庭の備えと地域の備えが両輪となって、初めて災害に強いまちが生まれます。今日の小さな備えが、明日の大きな安心につながります。皆さまのご協力をお願いいたします。

## 2. 防犯交通安全部より

### 《自転車交通ルール改正について》

近年、自転車による死亡事故・重傷事故の多くで自転車側の交通違反が確認されるなど、依然として厳しい事故情勢が続いています。こうした状況を踏まえ、道路交通法の改正（2026年（令和8年）4月1日より）、新たな取締り制度（反則切符制度）が導入されます。地域生活（通学・通勤・買い物、他）の安全確保のため、以下内容のご確認をお願いいたします。

■ 2026年4月からの主な変更点（反則切符制度の導入）これまでは主に「指導・警告」が中心でしたが、今後は16歳以上の運転者による一定の交通違反に対し、自動車やバイクと同様に「反則切符（青切符）」による取締りが行われ、違反内容に応じて反則金の納付を求められる場合があります。

■ 反則切符（青切符）の主な対象行為（16歳以上）

※代表的な例であり、これ以外の交通違反も対象となる場合があります。

- ・信号無視      ・一時停止無視
- ・右側通行（逆走）
- ・スマートフォン等の保持・注視（ながら運転）      ・イヤホン等により安全確認ができない状態での運転
- ・傘さし運転
- ・夜間の無灯火
- ・歩行者妨害（歩道での徐行違反や危険走行）      ・並進走行（横に並んで走る行為）

【注意】さらに重い罰則（赤切符）の対象「酒気帯び運転」や、スマホ使用で「事故の危険を生じさせた場合」などは、青切符ではなく、より重い刑事罰（赤切符）の対象となります。

■ 自転車利用時の基本ルール

- ・自転車は「軽車両」です：原則として車道の左側を通行してください。
- ・歩道は例外：歩道を通行できる場合でも、歩行者優先・徐行が鉄則です。
- ・交差点での安全確認：右左折時や見通しの悪い場所では必ず安全確認を。

■ 地域のみなさまへ（自治会からのお願い）

み春野地区は歩行者が多く、接触事故の防止が非常に重要です。

- ・住宅地内では速度を控えめにお願いいたします。
- ・歩行者優先の「思いやり運転」をお願いします。
- ・交通ルールを守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりにご協力ください。

■ 参考（警察庁ホームページ）

自転車の交通ルールポータルサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/system.html>

自転車の取締り・指導制度について <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/control.html>